

事 務 連 絡  
令和 3 年 6 月 21 日

各都道府県・政令市  
産業廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

### 新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等について

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力をいただき御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策に関して、緊急事態措置を実施すべき区域について、6月20日をもって北海道、東京、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県が除外され、7月11日までを期間として沖縄県のみとされました。また、まん延防止等重点措置を実施すべき区域について、6月21日から7月11日までを期間として、従前、緊急事態措置区域とされていた北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県が追加されるとともに、埼玉県、千葉県及び神奈川県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間が7月11日まで延長されました。これに伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条6項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されるとともに今後の取組についても改めて決定され、別添のとおり、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から事務連絡が発出されました。

廃棄物処理に係る事業者は「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」として位置付けられ、関係の皆さまには、緊急事態宣言の期間中であっても、廃棄物処理業の継続に御尽力いただいていたところですが、区域変更後であってもそのことに変わりはありません。

基本的対処方針では、「令和3年6月21日以降における取組」を踏まえ、「感染の再拡大を防止するため、ワクチン接種の円滑化・加速化をはじめ効果的な対策を総合的に進めていくこととする。また、感染の再拡大が見られる場合には、速やかに効果的で強い感染対策等を講じるものとする。」とされているところです。

これらのことを踏まえ、「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」、新型コロナウイルスに係る廃棄物対策のチラシ及び動画<sup>i</sup>、廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関するQ&A<sup>ii</sup>、その他これまで通知した内容<sup>iii</sup>

<sup>i</sup> [http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp\\_contr/infection/coronakoho.html](http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronakoho.html)

<sup>ii</sup> [http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp\\_contr/infection/coronaqa/index.html](http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronaqa/index.html)

<sup>iii</sup> [http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp\\_contr/infection/coronatsuchi.html](http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronatsuchi.html)

について、貴管内廃棄物処理業者及び排出事業者に改めて周知いただき、引き続き、貴管内の廃棄物の適正な処理及び処理業務の安定的な継続に遺漏なきようお願いいたします。